

検視業務・死体検案に係る諸課題について協議 ～警察からの既往症照会、立会(検案)医師への謝金を変更など～

副会長 林 芳郎

令和2年8月、鹿児島県死因究明等推進協議会(会長：林 敬人 鹿児島大学大学院法医学分野教授、副会長：林 芳郎 県医師会副会長、所管：県保健医療福祉課)が設置された。この協議会において、死因究明等の課題と関係団体の取り組み状況について協議を行い、個別の課題への対応を団体間で協議を進めてきたところである。

今般、県警本部と協議を行い合意に至った事項について以下のとおりお知らせする。警察検視医並びに本会警察協力医会員のみならず、全ての会員に関係する事項があるので、ご確認いただきたい。

1. 警察検視における既往症照会項目を絞り込み

警察からの既往症等診療情報の提供に関しては、本会と県警本部における申し合わせ事項(以下「平成18年合意」という)に基づき、各医療機関において適切にご対応していただいているものと認識している。

平成18年合意とは、平成17年4月に施行された個人情報保護法を踏まえ、警察から医療機関への照会を行う際の「警察の努力事項」と「医師会員の注意事項」を県医師会長と県警本部刑事部長が申し合わせたもの(県医師会報平成18年4月号に掲載、図1)である。

警察の検視業務においては、死者の受診歴がある医療機関に対して、電話による既往症照会を実施しているが、これは平成18年合意にあるように「検視の際の照会など急を要する場合等」に限って行っているものである。しかし、死者が長期間にわたって受診していない医療機関に対しても、警察が一律に詳細な既往症回答を求めるなど、照会に応じる医療機関側の大きな業務負担となっているといった事案が本会にも報告されていた。

そこで今回、検視の検案を担当する医師に対し、的確かつ有効な診療情報を迅速に提供し、かつ医療機関側や警察側の業務効率化を図るため、過去1年間以内に受診事実がない場合は、照会項目を簡略化するなど絞り込みを行うこととなった。

具体的には、照会日を基準として過去1年以内に受診事実がある場合とそうでない場合に分け、以下のとおり対応することとした。

- 1) 過去1年以内に受診事実がある場合の照会項目
- (1)初診・最終受診年月日
 - (2)既往症(病名)
 - (3)入院・手術の有無
 - (4)最終診察時における処方薬
 - (5)本人の健康状態等について

- 2) 過去1年以内に受診事実がない場合の照会項目
- (1)既往症(病名)
 - (2)生命に影響を及ぼす診療経過
 - (3)死者の特異・悲観的言動等について

照会項目を絞り込むことにより、医療機関側、医師会員の業務負担軽減と速やかな検案業務が図られ、御遺体の早期返

鹿児島県警の照会と業務に関する協力について

1 警察の努力事項(医療機関が情報を提供しやすい環境の整備)

(1)警察は、照会先の医療機関者が負う心理的・事務的負担に十分配慮する。
 (2)傷害事件や交通事故等で負傷の程度を確認するなど、急を要する場合を除き、文書での照会に努める。

(3)警察は、照会に際して、本人の同意を得ないで個人データを第三者に提供できる場合を列記した個人情報保護法第23条1項各号(法令に基づく場合など4項目)のいずれに該当するかを明らかにする。

(4)死者に対する情報は、個人情報保護法の対象外ではあるが、医師の守秘義務並びに死者又は遺族のプライバシーに関係する場合もあるので、検視の際の照会など急を要する場合等を除き、上記と同様の取扱いに努める。

2 医師会員の注意事項

- (1)医師会員は、警察からの照会に際し、従来どおり、真摯な対応をとる。例えば、地震、災害、交通事故や傷害事件などにより、現場から搬送されてきたばかりの患者に関するおおよその容体や症状については、救急隊や警察の問い合わせに応ずる。
- (2)電話での照会で、相手が警察官との確認が取れない場合は、第三者の悪質な不正を防止するために、一旦、電話をかけ直して対応する。
- (3)回答に際しては、照会とは無関係な書類まで丸ごと複写して交付するなど、範囲を著しく逸脱した対応がないように留意する。

図1.鹿児島県警察からの照会に基づく個人情報の提供に関する合意書

還が実現し、遺族の不安解消にもつながることが期待される。

今後も「警察の努力事項」と「医師会員の注意事項」をそれぞれ遵守し、死者はもとより、その遺族に対するプライバシー保護、適正な個人情報取扱に十分配慮することで県警とも認識を新たにした。

2. 立会(検案)医師に対する謝金の運用を変更

変死体等の検案に立ち会った医師に対する処遇改善を図るため、謝金が以下のとおり変更(実質増額)される。

1) 謝金の額

(1)変更前 1時間あたり 3,000円

- ・全体で30分に満たない場合1,500円
- ・1時間を超える場合の30分未満は切り捨て
- ・時間の範囲は、立ち会いのため、居所出発から帰着までの時間

(2)変更後 1体あたり 3,000円

救急搬送先の病院での立会いは除く
次に掲げる検案に立ち会った医師は、
1体あたり2,000円の加算

- ①著しい腐乱死体、損傷死体、焼損死体の立ち会い

- ②診療時間外(平日の午後6時から翌午前8時まで、土曜日の午後0時から翌午前8時まで)、休診日(日曜日・国民の祝日の午前8時から翌午前8時まで)の立ち会い
- ③遠路、山中等のため往復に長時間(3時間以上)を要する立ち会いや、暴風雨等により困難な状況下で行われた立ち会い
- ④上記以外の加算が妥当と認められる場合の立ち会い

2)適用日 令和3年4月1日

3. 新型コロナウイルス感染症を疑う検案におけるPCR検査の対応手順

新型コロナ患者が増加してきた昨冬、鹿児島県内でも数例、検視時に新型コロナの感染を疑う事例があり、検視医等の判断でPCR検査を行った事例があった。しかし、御遺体の新型コロナの検査を行う法的な根拠がないため、検査の必要性の判断、検体採取、検査の実施(検査機関への依頼)まで統一的なルールがないこと、検査費用の確保が課題となっていた。

そこで、昨年12月から県警本部、県くらし保健福祉部健康増進課並びに県医師会で協議のうえ、「新型コロナウイルス感染症を疑う検案におけるPCR検査の流れ」を決定し、令和3年3月1日から運用を開始した(鹿県医FAXニュース令和3年3月5日付掲載)。

【具体的な流れ】

- 1) 現場の警察官が遺族等からの聞き取り等で新型コロナを疑った場合、県警本部の検視官と相談の上、警察検視医へ連絡・相談
- 2) 警察検視医が検視官からの聞き取りや

現場の状況により、新型コロナを疑い、行政検査が必要と判断した場合は、警察検視医が管轄保健所へ連絡

- ・行政検査の最終判断は警察検視医が行う。
- ・保健所へ連絡の際には、検査結果判明時の警察署名等連絡先も連絡する。
- ・警察と保健所で検体搬送に関する詳細を決める。

3) 警察検視医が検体採取を実施

- ・検体採取は、警察署で行う。
- ・使用する検査キットは、滅菌スピッツ、滅菌生理食塩水を県内警察署に事前に配備している(県庁健康増進課が準備)。

4) 保健所が検体を搬送

- ・御遺体の搬送は警察が行う。
- ・検体搬送は保健所が行い、原則、県環境保健センターへ搬送する。
- ・やむを得ない場合は、県が契約している民間検査センターへ保健所が検査を依頼する。
- ・民間検査センターが検体を回収する場合は、梱包は警察職員もしくは警察検視医が行う。

5) 御遺体は、遺族の了解を得た上で、警察署の保冷庫に安置

6) 検査結果の報告の流れ

「検査機関 → 保健所 → 警察署 → 警察検視医」の順に報告

検査の結果陽性が判明した場合には、

- ・御遺体の対応は警察で行う。
- ・親族等への聞き取りによる御遺体に関する疫学調査は、保健所が行う。

以上の対応は、いずれも基本的な流れであり、上記によらない場合は保健所と協議の上、対応する。

御遺体のPCR検査の費用は、医師により検査の必要性の判断があれば行政検査となり、県、鹿児島市の検査所及び県が契約している民間検査センターで検査が行われるため、遺族に負担は生じない。